

請求書の押印廃止にともなうQA集

No.	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる請求書はどのような請求書ですか。	令和6年10月1日以降の日付で発行された請求書が対象となります。ただし、法令、規則、要綱等で押印が定められている請求書は引き続き押印を省略することはできません。
2	従来どおり、請求書に押印したものを提出してもよいですか。	押印のある紙の請求書の取扱いに変更はありません。従来どおり原本を提出してください。
3	押印を省略できるのはどのような印ですか。	押印を省略できるのは、会社印(社判)、代表者印、担当者印等のすべての印です。
II 押印省略の方法(法人・各種団体・個人事業主)		
4	押印省略する場合の方法を教えてください。	次のいずれかの記載がある場合は、請求書の押印を省略することができます。 ・請求書に「発行責任者、発行担当者の氏名及び電話番号」の記載があるもの ・請求書に適格請求書発行事業者登録番号(以下、「インボイス登録番号」という。)及び電話番号の記載があるもの。
5	法人の代表者・氏名等は省略できますか。	省略できるのはあくまで押印のみです。従来の請求書における記載事項及び適格請求書の記載内容を省略することはできません。
6	「発行責任者」とは誰を指しますか。	請求書等を発行する部門の長などを想定していますが、役職にかかわらず発行にあたり責任を有する方を指します。
7	「発行担当者」とは誰を指しますか。	請求書に関する事務を担当される方を指します。
8	代表者と発行責任者、発行担当者が同じ場合、どのように記載すればよいですか。	代表者と発行責任者、発行担当者が同じ場合でも、「代表者氏名」と「発行責任者、発行担当者」をそれぞれ記載してください。
9	「発行責任者連絡先」と「発行担当者連絡先」が同じ場合、「担当者連絡先」は省略できますか。	省略できます。その場合には担当者欄に「同上」と記載してください。
10	「発行責任者、発行担当者氏名」は、苗字のみの記載でもよいですか。	フルネームで記載してください。
11	「発行責任者、発行担当者の氏名及び連絡先電話番号」の記載は手書きでもよいですか。	可能です。ただし、鉛筆やフリクションボールペン等の消せる筆記具での記載できません。
III 押印省略の方法(個人)		
12	個人による請求の場合に押印省略する方法を教えてください。	請求書に申請者氏名及び連絡先電話番号の記載があるものは押印を省略することができます。
IV 電子メールによる提出関連		
13	押印を省略した請求書は電子メールで提出できますか。	電子メールによる提出も可能です。ただし、請求書は改ざん防止のためPDF形式の添付ファイルとし、内容が鮮明に読み取れるものとしてください。また、メール不達による未払いを防止するため、提出後は担当部署に受信確認の連絡するよう努めてください。
14	押印した請求書をメールで提出することは可能ですか。	可能です。ただし、押印を省略した場合と同様「発行責任者、発行担当者の氏名及び電話番号」もしくは「インボイス登録番号」の記載が必要となります。また、メール不達による未払いを防止するため、提出後は担当部署に受信確認の連絡するよう努めてください。
15	請求書をメールで提出する場合には、どこに送付すればいいですか。	取引のある担当部署にお問い合わせください。
16	押印を省略した請求書をFAXで送ることはできますか。	請求書の文字が不鮮明になることが懸念されることから、押印省略の有無を問わず、FAXでの提出は認めていません。
V その他		
17	押印を省略した請求書の内容に訂正がある場合、どのようにしたらよいですか。	原則として訂正はできません。請求書の差替え(再発行)をお願いします。